

使用料規程

平成24年3月13日 届出

株式会社アイ・シー・エージェンシー

使用料規程

(目的)

第1条 本規程は、株式会社アイ・シー・エージェンシー（以下「甲」という。）が、音楽著作権者、及び音楽出版社等（以下「委託者」という）から管理の委託を受けた音楽の著作物（以下「著作物」という）について、甲が著作物の利用者との間で締結する利用許諾契約に基づいて、利用者から徴収する使用料の額等を定めることを目的とする。

なお本規程に定める使用料は、著作物の利用の形態に照らし、特に必要と認められる場合に限り、契約の促進、管理の効率化、又は利用目的による公平化を図る為、本規程に別段の定めがないときは、別途細則を定め、減額することができるものとする。

(利用許諾の定義)

第2条 本規程における各利用許諾の定義は、次のとおりとする。

- ①「オーディオ録音に関する利用許諾」とは、CD、LPレコード、録音テープ、MD、フロッピーディスク、MIDIデータを格納したCD-ROM、USBメモリー等、その他の記憶媒体等、音を固定するもの（以下CD等という。なお、オルゴールも含むものとする。）に著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし③に該当するものは除く。
- ②「ビデオグラムに関する利用許諾」とは、ビデオグラム（ビデオテープ、ビデオディスク、DVD等に映像を連続して固定したものをいう。）を製作するにあたり、著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。ただし、③、④又は⑤に該当するものは除く。
- ③「インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾」とは、CD-ROM、DVD-ROM、その他の記憶媒体などに、総再生時間が特定できない形態で、画像、文字などととも著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。ただし、④に該当するものは除く。
- ④「ゲームソフトに関する利用許諾」とは、ゲームに供することを目的として、テレビゲーム機等の映像を伴う記憶媒体などに著作物を複製し、又はそれらの複製物により譲渡することの許諾をいう。
- ⑤「映画録音に関する利用許諾」とは、映画館その他の場所において公に上映することを目的として、映画フィルム等の記憶媒体に連続した映像とともに著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。
- ⑥「コマーシャル放送用録音に関する利用許諾」とは、放送、有線放送又はインタラクティブ配信においてコマーシャルに利用することを目的として、著作物を複製し、又はそれらの複製物により頒布若しくは譲渡することの許諾をいう。

⑦「インタラクティブ配信に関する利用許諾」とは、著作物を、放送、及び有線放送以外の公衆送信およびそれに伴う複製により著作物を利用することの許諾をいう。

⑧「出版に関する利用許諾」とは、印刷、写真、複写その他の方法により著作物を可視的に複製し、又はそれらの複製物により頒布することの許諾をいう。

(利用許諾の区分)

第3条 著作物の利用許諾は、次の区分によるものとする。

- ① オーディオ録音に関する利用許諾
- ② ビデオグラムに関する利用許諾
- ③ インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾
- ④ ゲームソフトに関する利用許諾
- ⑤ 映画録音に関する利用許諾
- ⑥ コマーシャル放送用録音に関する利用許諾
- ⑦ インタラクティブ配信に関する利用許諾
- ⑧ 出版に関する利用許諾

(オーディオ録音に関する利用許諾)

第4条 オーディオ録音に関する利用許諾の使用料は、CD等1枚(本)あたり5分未満の著作物1曲につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。(なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算し、著作物数を計算する。)ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

① 市販用のCD等

(1) CD等に定価の明示がある場合

CD等に著作物を利用する場合の使用料は、著作物1曲につき当該CD等の定価(消費税額を含まないもの)の6%を、そのレコードに含まれている著作物数で除して得た額又は7円00銭のいずれか多い額とする。

(2) CD等に定価の明示がない場合

著作物1曲につき7円00銭とする。

② その他のCD等

①以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物1曲につき7円00銭以内の額とする。

2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。

歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

(ビデオグラムに関する利用許諾)

第5条 著作物を録音し、ビデオグラム（ビデオテープ、ビデオディスク、DVDなどに映像を連続して固定したものであって、映画フィルム以外のものをいう。）を制作する場合の使用料は、第8条の規定にかかわらず、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

ビデオグラム1本につき、著作物の利用時間1分までごとに、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

① 市販用のビデオグラム

著作物1曲の使用料は、次の基本使用料と複製使用料を合算して得た額とする。

ただし、既に著作権者から映画録音の許諾を得て著作物が録音されているものをビデオグラムとして複製する場合は、複製使用料のみの額とする。

(1) 基本使用料 ビデオグラムの個数にかかわらず、著作物の利用時間1分まで毎に800円とする。

(2) 複製使用料 ビデオグラム1個につき、著作物の利用時間1分までごとに、次により算出した金額とする。

$$\text{当該ビデオグラムの小売価格 (消費税を含まないもの)} \times \frac{4.5}{100} \times \frac{1}{\text{総再生時間 (注1)}} \times \frac{\text{著作物の合計利用時間 (注2)}}{\text{著作物の累計利用時間 (注3)}}$$

(注1) 「総再生時間」とは、当該ビデオグラムの再生に要する時間（1分未満を切上げ）をいう。

(注2) 「著作物の合計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物の利用時間をそのまま合計し、1分未満を切上げたものをいう。

(注3) 「著作物の累計利用時間」とは、当該ビデオグラムに収録されている各著作物それぞれの利用時間の1分未満を切上げた上で累計したものをいう。

② 劇場用映画に類するもののビデオグラム

①の規程にかかわらず、劇場用映画（テレビドラマ、テレビ映画、アニメーション等、劇場用映画に類するものを含む）をビデオグラムとして複製する場合の使用料は、音楽を主体とするものを除き、ビデオグラム1本につき、ビデオグラムの小売価格（消費税額を含まないもの）に1.75%を乗じた額とし、甲管理楽曲と使用全楽曲の割合を乗じた額とする。

③ その他のビデオグラム

①および②以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物の利用時間1分ごとに3円20銭とする。

2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。

歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

(インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾)

第6条 インタラクティブ・パッケージに関する利用許諾の使用料は、インタラクティブ・パッケージ1枚の著作物1曲(なお、5分以上の著作物については、5分を超えるごとに1曲を加算して、著作物数を計算する。)につき、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。ただし、委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

① 市販用インタラクティブ・パッケージ製品

(1) 製品記載価格のあるもの

インタラクティブ・パッケージの製品記載価格(消費税額を含まないもの。)の4%を、そのインタラクティブ・パッケージに含まれている著作物数で除した額、又は5円のいずれか多い額とする。

(2) 製品記載価格のないもの

インタラクティブ・パッケージの卸価格の4%を、そのインタラクティブ・パッケージに含まれている著作物数で除した額又は5円のいずれか多い額とする。

② その他のインタラクティブ・パッケージ製品

①以外の場合は、利用目的、利用形態などの事情を考慮して、著作物の使用時間1分ごとに5円以内の額とする。

2 歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の $\frac{6}{12}$ とする。

歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。

(ゲームソフトに関する利用許諾)

第7条 ゲームソフトに関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

(映画に関する利用許諾)

第8条 映画、及びテレビジョン映画に著作物を利用する場合の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

(コマーシャル放送用録音に関する利用許諾)

第9条 コマーシャル送信用録音に関する利用許諾の使用料の額は、委託者が定めるものとする。

(インタラクティブ配信に関する利用許諾)

第10条 インタラクティブ配信に関する利用許諾の使用料は、次の計算式によって算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。ただし新たな配信におけるサービスに対応する必要が現出した場合、甲は利用者と協議し別途細則を定めるものとする。また委託者の同意がある場合は、利用許諾契約において上記使用料率を下回る料率を定めることができる。

① ダウンロード

(1) 原則

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ダウンロード配信サービスによって、これをリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。

再生期間制限	再生回数制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
なし	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は6円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円50銭	1曲1リクエスト当たり4円70銭
	再生回数制限10回以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は3円85銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円85銭
30日以内	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.6%又は5円60銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり5円	1曲1リクエスト当たり4円50銭
	再生回数制限10回以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の5.6%又は3円85銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円85銭
7日以内	再生回数制限なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は4円50銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円50銭
	再生回数制限10回以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の4.5%又は3円85銭のいずれか多い額		

また、上記表により算出した月額使用料が500円を下回る場合、月間使用料は500円とする。

(2) 着信音再生専用データ

(1)の場合において、着信音再生専用データを配信する場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。

情報料あり	情報料がなく広告等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
1曲1リクエスト当たりの情報料の6.5%又は4円70銭のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり4円70銭	1曲1リクエスト当たり4円70銭

但し、着信音再生専用データ(45秒以内、または1分30秒以内とする)であって、以下に該当するメドレーによる利用の場合、メドレー1曲につき、当該メドレーの月間のリクエスト回数に、以下の額を乗じた額とする。

総再生時間が45秒以内	総再生時間が45秒を超え、1分30秒以内
2円40銭に1メドレーにおける甲の管理する著作物数を乗じた額	3円30銭に1メドレーにおける甲の管理する著作物数を乗じた額

また、上記表により算出した月額使用料が500円を下回る場合、月間使用料は、500円とする。

(3) 音声番組

音声番組をリクエストした受信者にダウンロード配信する場合、1音声番組につき、当該音声番組の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。なお、音声番組とは、楽曲のほかにナレーションその他楽曲でない音声に伴う番組（映像を伴うものを除く）で、分割して受信することが不可能な形式により1リクエスト当たりに送信させる単位をいう。

再生期間制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
なし	1音声番組1リクエスト当たりの情報料の6.5%もしくは6円50銭、又は3円30銭に1音声番組中の甲管理の著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり5円50銭、又は2円80銭に1音声番組中の甲管理の著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり4円70銭、又は2円40銭に1音声番組中の甲管理の著作物数を乗じた額のいずれか多い額
30日以内	1音声番組1リクエスト当たりの情報料の5.6%もしくは5円60銭、又は1円40銭に1音声番組中の甲管理の著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり5円、又は1円20銭に1音声番組中の甲管理の著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり4円50銭、又は1円10銭に1音声番組中の甲管理の著作物数を乗じた額のいずれか多い額
7日以内	1音声番組1リクエスト当たりの情報料の4.5%もしくは4円50銭、又は1円10銭に1音声番組中の甲管理の著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり3円85銭、又は0円96銭に1音声番組中の甲管理の著作物数を乗じた額のいずれか多い額	1音声番組1リクエスト当たり3円50銭、又は0円80銭に1音声番組中の甲管理の著作物数を乗じた額のいずれか多い額

但し、1音声番組において、同一の著作物を複数回利用する場合、各利用につき1著作物と算定する。また上記表（但書きを含む）により算出した月額使用料が500円を下回る場合、月額使用料は、500円とする。

(4) サブスクリプション

サブスクリプションの月額使用料は、1サービス当たり、以下の通りとする。

なお、サブスクリプションとは、一定の期間を販売単位として情報料を定め、利用者が当該期間においてダウンロードできる著作物の曲数に制限がないサービスをいう。なお、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないもので、受信先の記憶装置において、利用者による当該サービスに係る契約の解約後、当該著作物の視聴が不可能となる利用形態をいう。但し、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送又は複製が可能な場合であっても、転送・複製先の記憶装置での再生の際に、当該利用者による再生のみを可能にする場合、受信先の記憶装置と転送先の記憶装置とが一对一の関係にて紐付いている場合、又は、一つの著作物について、受信先の記憶装置から最大5台までの複製先の記憶装置のみへの複製を可能とし、かつこれを超える複製、再複製、転送を不可能とする技術的制限が課されている場合、受信先の記憶装置から他の記憶装置への転送、複製ができないものとの要件を充足するものとみなす。

利用形態	使用実績報告の有無	情報料又は広告料等の収入あり	情報料又は広告料等の収入なし
通常 (PC配信) (着うたフル)	あり	月間の情報料及び広告料等収入の7.8%又は78円に月間の総加入者を乗じた額のいずれが多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	56円に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額
携帯電話用再生専用データ (着うた) (着メロ)	あり	月間の情報料及び広告料等収入の7.8%又は31円20銭に月間の総加入者を乗じた額のいずれが多い額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	31円20銭に月間の総加入者数を乗じた額に、著作物の使用実績記録で証される甲の管理する著作物のリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額

また、上記表により算出した月額使用料が500円を下回る場合、月間使用料は、500円とする。

(5) 音楽以外の著作物における音楽著作物の利用

ダウンロード配信される音楽以外の著作物において音楽著作物が利用されている場合、ダウンロードされる著作物1曲につき、当該著作物の月間リクエスト回数に、以下の額を乗じた額とする。

再生期間制限	情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
なし	1曲1リクエスト当たりの情報料の、5.9%又は5円90銭のいずれが多い額	1曲1リクエスト当たり5円	1曲1リクエスト当たり4円30銭
30日以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の、4.5%又は4円50銭のいずれが多い額	1曲1リクエスト当たり3円85銭	1曲1リクエスト当たり3円50銭
7日以内	1曲1リクエスト当たりの情報料の、3.6%又は3円60銭のいずれが多い額	1曲1リクエスト当たり3円20銭	1曲1リクエスト当たり2円80銭

また、上記表により算出した月額使用料が500円を下回る場合、月間使用料は、500円とする。

(6) 電子書籍等に関する音楽著作物の部分利用

ダウンロード配信される電子書籍等著作物において音楽著作物の歌詞が部分利用されている場合、月額使用料は、ダウンロードされる著作物1曲につき、歌詞、楽曲それぞれ、当該著作物の月間リクエスト回数に、情報料又は広告料等の収入の0.1%、又は0.1円のいずれが多い額を乗じた額とする。

なお再生期間の制限、及び月間使用料は設けない。

② ストリーム

(1) 原則

インタラクティブ配信システムに著作物をアップロードした者が、ストリーム配信サービスによって、これをリクエストした受信者にストリーム配信する場合、月額使用料は、1サービス当たり、以下の通りとする。

利用形態	使用実績報告の有無	情報料又は広告料等の収入あり	情報料又は広告料等の収入なし
通常	あり	1サービス当たり、月間の情報料及び広告料等の収入に3.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	1サービス当たり、500円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額
ストリーム配信される音楽以外の著作物において、音楽著作物が利用されている場合	あり	1サービス当たり、月間の情報料及び広告料等の収入に2.5%を乗じた額に著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額	1サービス当たり、400円に、著作物の使用実績記録で証されるリクエスト回数を、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物のリクエスト回数で除して得られる割合を乗じた額

また、上記表により算出した月額使用料が500円を下回る場合、月間使用料は、500円とする。但し、情報料及び広告料等の収入がない場合には適用しない。

(2) リングバックトーン

リングバックトーンの月間使用料については、リングバックトーンとして登録される著作物の月間の登録設定回数に、1曲1設定あたりの情報料の4.5%又は2円50銭のいずれか多い額を乗じた額とする。但し、これにより算出した月間使用料が500円を下回る場合、月間使用料は500円とする。

なお、リングバックトーンとは、発呼者に、回線交換作業が終了し被呼者を呼び出し中であることを知らせるための呼び出し音であって、受信した電話機への転送、複製ができず、かつ、総再生時間が1曲当たり45秒以内のものをいう。

③ 歌詞・楽譜等可視的利用の場合

(1) 複製可能な場合

ダウンロード形式又は、データを受信側のプリンターで印刷することが可能なストリーム形式の場合、著作物1曲につき、当該著作物の月間のリクエスト回数に以下の額を乗じた額とする。

情報料あり	情報料がなく広告料等の収入あり	情報料及び広告料等の収入なし
1曲1リクエスト当たりの情報料の9%又は9円のいずれか多い額	1曲1リクエスト当たり6円	1曲1リクエスト当たり5円

また、上記表により算出した月額使用料が500円を下回る場合、月間使用料は、500円とする。

- (2) データを受信側のプリンターで印刷することができないストリーム形式の場合
当分の間②の(1)の規定を適用するものとする。

2 インタラクティブ配信については、さらに以下の事項を定めるものとする。

- ① 「広告料等の収入」とは、インタラクティブ配信から直接得られる広告料やスポンサー料等、いずれの名義をもってするかを問わず、情報料以外に得る収入をいう。
- ② 「サービス」とは、1 ホームページ（記載されている情報について1 運営主体が責任を有する範囲のものをいう。）において、単独のサービスとして一般に認識される単位をいう。
- ③ 歌曲において楽曲に著作権がない場合、又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1 曲の使用料の6 / 1 2とする。
歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。
- ④ 次のいずれかに該当する試聴を、情報料を得ずに行う場合で、予め届け出があったものについては、当該試聴データの総再生時間が1 曲当たり4 5秒以内であることを条件に、使用料を免除することができる。但し、ダウンロード形式による場合は、当該著作物データの再生可能回数が3回以内であることを要する。
 - (1) レコード等の製作、販売、配信事業者が、当該レコード等の販売促進のために自らのホームページにおいて当該レコード等に収録された著作物を試聴させる場合
 - (2) 委託者が、自らのホームページにおいて著作物を試聴させる場合
 - (3) 利用者が、受信者に購入させる画面と同一の画面で当該リクエストの対象となる著作物の試聴のリクエストを行わせる場合
- ⑤ 第10条1項①から③にかかわらず、コマーシャル送信用録音の許諾を得たコマーシャルをストリーム形式またはダウンロード形式により配信する場合で、使用料を広告関係事業者が支払うときの月額使用料は、著作物の利用の目的およびその他の事情に応じて利用者と協議のうえ、その使用料の額または率を定めることができる。
- ⑥ 「再生時間制限」とは、受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製が出来ないもので、受信先において当該データの再生可能な期間が制限される場合をいう。
- ⑦ 「再生回数制限」とは、受信先の記憶装置から他の記憶装置への複製が出来ないもので、受信先において当該データの再生可能な回数が制限される場合をいう。
- ⑧ 「情報料」とは、インタラクティブ配信の利用の対価として、コンテンツ利用料、会費等いずれの名義をもってするかを問わず、通常受信者が支払わなければならない料金をいう。
- ⑨ 「着信音再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製が出来ず、かつ総再生時間が1 曲当たり4 5秒以内（但し本規程に別段の定めがある場合を除く）のものをいう。
- ⑩ 「携帯電話用再生専用データ」とは、携帯電話、PHS等電話機のための再生専用データであって、受信した電話機から他の機器への転送、複製ができないものをいい、着信音再生専用データを含む。
- ⑪ 「メドレー」とは、1 リクエストによりダウンロードされる対象が、複数の著作物（甲の管理する著作物、及び甲の管理しない著作物を含む）により構成される場合をいう。
- ⑫ 「総加入者数」とは、当該サービスにおいて、その月にサービスを利用できる状態にある会員の総数をいう。
- ⑬ 「使用実績報告」とは、甲の管理する著作物及びそのリクエスト回数、甲以外の者が管理する著作物を含む全著作物及びそのリクエスト回数が記録された、当該サービスにおける著作物の総使用実績記録の報告をいう。

(出版に関する利用許諾)

第11条 出版に関する利用許諾の使用料は、次項以下に定める金額に、消費税相当額を加算した額とする。

2 書籍

① 楽譜集など書籍の内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該書籍の定価（消費税額を含まないもの）の9%に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、書籍に利用される著作物の一部が甲の管理外の場合の使用料は著作物の総数に対する甲の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。なお、書籍に定価がない場合の使用料は、4②の規定によるものとする。

② ①以外の書籍の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

500部 まで	1,000部 まで	1,500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部 を超える 場合
250円	500円	750円	1,000円	1,200円	2,400円	4,000円	6,000円

3 雑誌、新聞

① 雑誌、新聞の場合の使用料は、その発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

10,000部 まで	50,000部 まで	100,000部 まで	300,000部 まで	500,000部 まで	1,000,000部 まで	1,000,000部 を超える 場合
5,100円	10,200円	13,600円	17,000円	25,500円	34,000円	51,000円

② 音楽雑誌の場合の使用料はその発行部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。

5,000部まで	10,000部まで	30,000部まで	50,000部まで	100,000部まで	200,000部 を超える場合
2,000円	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	5,000円

ただし、音楽雑誌の範疇の基準としては、原則広告頁を除く頁数の80%が音楽に関するものであることとし、使用申請時において甲が判断するものとする。

4 その他の出版物等

① ピースなど1又は2以外の出版物で、その内容が主として歌詞又は楽曲の場合の使用料は、当該出版物の定価（消費税を含まないもの）の9%に発行部数を乗じて得た額とする。ただし、出版物に利用される著作物の一部が甲の管理外の場合の使用料は、著作物の総数に対する甲の管理する著作物の数との比率を前記使用料に乗じて得た額とする。なお、出版物に定価がない場合の使用料は、②の規定によるものとする。

② ①以外の出版物又はのれん、手拭、茶碗などの物品の場合の使用料は、その発行部数又は製作部数により1曲につき歌詞、楽曲それぞれ下表のとおりとする。ただし、歌碑、パネル、ポスターなど公衆に展示又は掲示されることを主たる目的とするものは、その製作部数のいかにかわらず、1曲につき歌詞、楽曲それぞれ18,000円とする。

500部 まで	1,000部 まで	1,500部 まで	2,000部 まで	2,500部 まで	5,000部 まで	10,000部 まで	10,000部 を超える 場合
375円	750円	1,125円	1,500円	1,800円	3,600円	6,000円	9,000円

- 5 2①及び4①の但し書きの規定にかかわらず、ある著作物の占める頁数が他の著作物の占める頁数と著しく異なるなど特別の事情がある場合は、利用される著作物の占める頁数に対する甲の管理する著作物の占める頁数との比率により算出することができる。
- 6 学術専門書・誌で発行部数が少数のものに著作物を利用する場合は、本規定により算出した金額から20%を限度として減額することができる。

附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した後、平成24年5月1日から実施する。